

## ▶ Vietnam Practice Team Newsletter

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニューズレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC)と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

## ベトナム最新法令情報（2018 年下半期）

— サイバーセキュリティ、技術移転、外国人の社会保険加入、労働法関連規制の制定・変更について

| Page 1/3 |

2018 年 12 月 No.VNM\_014

### はじめに

今回は、ベトナムで 2018 年下半期に施行された法令、ないし今後施行予定の法令のうち、ベトナムで事業活動を行う日系企業に影響を与える主要なものを取り上げ、その概要とポイントを解説します。

### 最新法令の概要とポイント

#### サイバーセキュリティ法 (法律第 24/2018/QH14 号)

##### ● 法令の概要

本法は、2018 年 6 月 12 日付で成立し、2019 年 1 月 1 日から施行されます。

本法は、サイバースペースにおける禁止行為等について規定しています。特に、国内外の通信、インターネット、付加価値サービスの提供者に対して、当該事業者が収集などしたデータの特定期間における保管、公安省管轄の当局による書面要求があった場合における、ユーザー情報の提供の他、海外の事業者については、ベトナム国内に支店ないし駐在員事務所を開設することが必要になる点（本法第 26 条第 2 項、第 3 項）に注意が必要です。

##### ● ポイント

本法に似た名称の法律として、サイバー情報保護法（本法第 86/2015/QH13 号）が施行されています。

ベトナムにおいては、いわゆる個人情報保護法が制定されておらず、サイバー空間における情報の保護を目的としたこの法が、個人情報保護に関する主要法令の一つとなっています。

一方で、本法は、国家や社会の秩序維持をより中心的な目的としています。

本法に対しては、法案段階より、ベトナム商工会議所 (VCCI)、各国の商工会議所や人権団体等から、政府による情報統制の強化や、外国投資家にとっての負担増につながる懸念が表明され、動向が注目されていました。

しかし、実際に成立した法律においても、上記のような懸念は払拭されておらず、今後の下位法令の発出や、実際の法令の運用を注視していく必要があります。

#### 改正技術移転法 (法律第 07/2017/QH14 号)

##### ● 法令の概要

本法は、2017 年 6 月 19 日付で成立し、2018 年 7 月 1 日から施行されています。併せて、技術移転法の施行細則を定めるものとして、政令第 76/2018/ND-CP 号（以下、政令第 76 号）も 2018 年 7 月 1 日付で施行となっています。

本法では、移転される技術につき、その性質に応じて以下の 3 分類に分けられています。

- ① 先端技術等について、優遇措置の対象ともなり、移転が推奨されるもの
- ② センシティブな分野等に該当するため、移転に際して許可を要するもの
- ③ 社会への害悪を引き起こしうる等の理由から、移転が禁止されるもの

外国からベトナムへの技術移転契約について、改正法では、原則として、科学技術について管轄する当局への登録が必要となりました（本法第 31 条 1 項）。本法施行前に締結された技術移転契約を、本法施行後に延長する場合においても、技術移転契約の登録が必要となります（政令第 76 号第 42 条第 1 項）。

##### ● ポイント

ベトナムにおいては裾野産業の育成が重要な課題となっており、今後も、日本をはじめとした先進諸国からの技術移転が増加していくものと予測されます。

親子会社間、ないし提携会社との間で技術移転を実施している場合、契約延長のタイミングで本法に沿った措置を取る必要があります。

移転対象となる技術によっては、優遇措置を利用できる可能性もあるため、コンプライアンス遵守の観点からのみならず、積極的な活用が期待されます。

## 外国人労働者の強制社会保険加入に関する政令（政令第143/2018/ND-CP号）

### ● 法令の概要

本政令は、2018年10月15日付で公布され、既に、2018年12月1日から施行されています。

本政令によると、ベトナムで発行された労働許可証（ワークパーミット）、実務証明書ないし実務ライセンスを有し、ベトナム国内の雇用者との間で無期限ないし1年以上の期間の労働契約を結んでいる外国人労働者は、原則として、社会保険に加入しなければならないものとされました（本政令第2条第1項）。

外国人労働者の雇用主が月ごとに支払う社会保険料率は以下の通りです（本政令第12条、第13条参照）。

	疾病 妊娠 出産基金	労働災害 職業病基金	退職者 遺族基金	合計
雇用主 負担分	3%	0.5%	14%	3.5% / 17.5%
労働者 負担分	—	—	8%	8%

\* 赤字部分は2022年1月1日より適用。

\* 算出基礎額の上限は、公務員の最低賃金の20倍とされています（本政令第14条、社会保険法第89条第3項）。

### ● ポイント

2015年に施行された社会保険法が、2018年1月1日よりベトナムで就労する外国人を社会保険加入対象とした後、施行細則となる政令が出されない中で、外国の商工会等からは外国人を加入対象とすることについてネガティブな意見が出されていました。本政令の発布により、外国人労働者が社会保険の強制加入対象となることが改めて明らかにされました。算定基礎額の上限は、2018年12月時点において、公務員の最低賃金の139万ドンの20倍の2,780万ドンで、約13万5千円となります。日越間においては、保険料の二重負担防止等を目的とした社会保険協定が締結されていないため、今回の政令の施行をきっかけに協定締結に向けた動きが出てくるものと予測されます。

## 労働法の規定に関する政令（政令第148/2018/ND-CP号）

### ● 法令の概要

本政令は、2018年10月24日付で交付され、既に、2018年12月15日から施行されています。本政令は、政令第05/2015/ND-CP号（以下、政令第5号）を修正・補足し、労働法の規定の詳細を規定するものとされています。本政令にはいくつかの重要な変更が含まれていますが、以下では主なものをいくつか取り上げます。

### ①労働契約の記載内容

労働法で規定された労働契約の内容については、政令第5号第4条が詳細に定めています。この点、同政令下においては、法定された全ての契約条件を契約書で規定することが求められ、詳細な条件についてまでも、改定する度に契約書の改定が必要となっていました。

本政令は、このような負担を一部軽減するものになっています。

具体的には、以下のように記載の簡略化が認められることになりました（本政令第1条第2項）。

労働契約上の条件	労働契約上認められることになった記載方法
昇給制度	使用者の規程・労働協約に従う
労働時間 休憩時間	就業規則・使用者の規程・集団労働協約および法令に従う
労働保護手段	就業規則・使用者の規程・集団労働協約および労働安全衛生法に従う
社会保険	法令に従う

### ②高齢労働者に係る労働契約の延長

ベトナムにおいては、男性60歳、女性55歳が定年とされており、それ以上の年齢で、継続的に勤務する者は「高齢労働者」となります（労働法第166条第1項）。

本政令では、高齢労働者との契約解除について、雇用者が、高齢労働者の雇用が必要なくなった場合、または物理的に勤務できなくなった場合の契約終了について、両当事者間における合意が要求されることが明文で求められることになりました（本政令第1条第3項）。

### ③懲戒主体の変更

従来より、労働契約の締結権限は、企業の法的代表者の他、代表者から所定の書式により授権された者に対しても認められています。

一方、懲戒権限については、授権された者へは、戒告のみが認められていました。

本政令は、懲戒についての制限を撤廃しており、授権された者による解雇を含む懲戒権限の行使が可能になります（本政令第1条第12項第4号）。


その他、本政令により、懲戒手続の実施要件も緩和されています。

### ● ポイント

ベトナムでは、国会で制定された法律の他、政府制定の政令、省制定の通達、首相や人民委員会による決定等、多くの法令が頻りに制定されています。労働法分野は、本稿でも社会保険に関する政令、労働法の規定に関する政令を取り上げたように、法令の変更が特に多い分野でもあるため、常に最新の動向に注意を払う必要があります。



## 執筆者

HANOI / HO CHI MINH CITY 



**弁護士 三浦 康晴**  
(アソシエイト)  
第二東京弁護士会  
ベトナム登録外国弁護士

[> View Profile](#)

M&A や一般企業法務と共に、ベトナム・ロシアといった新興国進出案件に携わってきました。  
2017年2月よりAPACのハノイオフィスに出向し、日系企業進出、国際取引、紛争解決等の分野で幅広く活躍しています。



[> View Profile](#)

**弁護士 鈴木 由里**  
(パートナー)  
第二東京弁護士会

法制度調査、クロスボーダー M&A、国際金融取引、海外進出、コンプライアンス、国際通商等の渉外業務の実務経験を豊富に有するほか、近時では、IoT・ビッグデータ・人工知能等を利用した新規事業の法的サポートを行っています。



[> View Profile](#)

**弁護士 二本松 裕子**  
(パートナー)  
第二東京弁護士会

ベトナムプラクティスマンとして、主に、インフラ整備・プロジェクト関係・紛争解決等を担当しています。



[> View Profile](#)

**弁護士 戸松 夏子**  
(アソシエイト)  
東京弁護士会

2013年8月よりAPACのホーチミンオフィスに出向していました。ベトナムでは、クロスボーダー法務、M&A、一般企業法務、倒産処理、労働事件等の分野で幅広く活躍し、その経験を活かして、現在は東京から日系企業のベトナム進出支援をサポートしています。

**[お問合せ先]**

E-mail:  
[aandsvietnam@aplaw.jp](mailto:aandsvietnam@aplaw.jp)

## バックナンバー

- 「ベトナムにおける企業不正発生リスクに対する事前・事後対応」(2018年10月18日)
- 「ベトナムにおけるM&A、合併事業実施時のポイントとリスク管理」(2018年8月1日)
- 「ベトナムにおける国営企業株式化の現状と法規制」(2018年6月14日)
- 「ベトナムにおける労働契約締結時の留意点」(2018年4月20日)
- 「ベトナムにおける紛争解決について—トラブル発生時の初期対応から裁判・仲裁まで」(2018年2月14日)
- 「商品表示に関する新規制」(2017年12月15日)
- 「ベトナムへの投資をめぐる登録申請実務」(2017年10月18日)
- 「ベトナムにおけるサイバー情報保護法について」(2017年8月4日)
- 「ベトナムにおける商事調停に関する新政令について」(2017年6月8日)
- 「ベトナムにおける情報アクセスに関する新法」(2017年4月4日)
- 「ベトナムにおける職業訓練機関の設立、分割、分離及び合併の要件に関する新たな規定」(2017年2月8日)
- 「ベトナム改正民法の主な変更点」(2017年1月10日)
- 「ベトナムにおける代理制度と企業が取引を行う際の留意点」(2016年11月)

[> View About | Vietnam Practice](#)

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、瀧美坂井法律事務所・外国法共同事業（「瀧美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も瀧美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も瀧美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに瀧美坂井の弁護士にご相談ください。